

2020年1月31日

京都大学総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合
中央執行委員長 駒込 武

団体交渉申入

団体交渉の方式及び手続に関する労働協約第5条に基づき、下記の要求事項にかかる団体交渉を申し入れます。今回は、要求事項が多数のため、2回に分けて交渉日時の設定を要請します。なお、本申し入れによる2回目の団体交渉は、団体交渉の方式及び手続に関する労働協約第5条第2項が定める「3週間以内に団体交渉を行うものとする」の履行は必須としません。なお、この場合にも同条項の趣旨に鑑み、本件1回目の団体交渉日の翌日より3週間以内に本件2回目の団体交渉日時を設定するよう努められたい。

また、当該要求項目を取り扱う交渉日までに文書による一次回答をご提示いただきますようお願いいたします。

要求事項

- 1 天皇即位に関連して休日になったのは4/30、5/1、5/2、10/22であるが、代替として措置された特別休暇は1日だけであったため、今年度内に加えて3日の特別休暇の加算を求める。
- 2 技術職員について、事務職員・図書館職員と同等の昇格・昇給改善を行うこと。
- 3 近年の人手不足による引越料金高騰のため、特に遠隔地への異動においては、支払われる手当では転居費用を賄えない状況が生じている。異動に伴い要した転居費用全額を保障すること。
- 4 単身赴任手当の支給期間を3年から、単身赴任の状態が続く限り支給する制度に改めること。
- 5 同一労働・同一賃金制度への対応について全体像とスケジュールを示すこと。

- 6 時間雇用教職員について、例外的に5年を超えて雇用継続する「例外措置」を大幅に見直し、雇用継続を標準的な取り扱いとする就業規則改正と「雇用継続措置」を設けること。
 - 6.1 時間雇用教職員の雇用期限については、「期間の定めをしない」形態と「期間の定めをする」形態を設け、期間の定めのない恒常的な業務には、原則として前者の形態で採用すること。
 - 6.2 期間の定めをした場合にも本人が雇用継続を希望する場合には、雇用継続措置を講ずること。雇用継続措置にあたっては要件や仕組みを具体化すること。
- 7 時間雇用教職員に期末勤勉手当に相当する一時金を支給すること。
- 8 「国立大学法人京都大学の組織に関する規程」第12条に図書館職員を位置づけること。
- 9 看護師に長日勤手当を支給すること。
- 10 退職者が退職日までに全ての年次有給休暇を取得できるよう、人員体制を強化すること。
- 11 恒常的な業務に従事する特定医療技術職員を期限の定めのない労働契約に転換していくこと。